

東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和



(一部負担金等の免除の期間)

第3条 (略)

(1)～(25) (略)

(26) 前条第20号及び前条第29号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和9年2月28日まで

(27) 前条第30号に該当する者 それぞれ前26号に準ずる期間

(一部負担金等の免除の期間)

第3条 (略)

(1)～(25) (略)

[新設]

(26) 前条第29号に該当する者 それぞれ前25号に準ずる期間

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。